

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市耐震改修促進計画（案）
意見の募集期間	令和6年1月12日（金）～令和6年2月13日（火）まで
担当グループ	都市整備部建築住宅グループ
意見提出者数	1人
意見件数	1件

提出された意見の概要と市の考え方

【分類欄について】

- A：意見を案に反映したもの
- B：意見を既に案に盛り込んでいるもの
- C：意見を今後の参考とするもの
- D：意見を案に反映しなかったもの・その他の意見等

No.	意見の概要	市の考え方	分類
1	<p>令和6年能登半島地震が現在進行形で継続しています。 この地震を教訓に更に浮き彫りになった点を加えるべきです。 また、胆振東部地震で露呈したことは盛り込んでいると思います。</p> <p>① トイレの問題が露呈しました。 トイレが使えないという問題を耐震基準に盛り込めないものでしょうか。 下水道の設置基準を強化をすることです。</p> <p>② 昨年美園町で住宅地で土砂崩れが起きて全国報道されました。 胆振東部地震や令和6年能登半島地震のような事態が起こっていないにも関わらず起きていることから、基準強化が必要ではないでしょうか。</p> <p>③ 杭が打ってあっても倒壊した事例が令和6年能登半島地震では露呈しました。 この点を検証をして、規制強化をすべきではないか。 市内在住の1級建築士、室蘭工業大学や工学院、建設業を営む専門家などを交えた議論が必要だと考えます（公聴会や有識者会議の実施）。</p>	<p>・地震等災害時における建物のトイレ使用の可否は、建物や設備の被害規模や被害箇所などの状況に左右されるため、一概に建物の耐震対策だけでの対応は難しく、仮設トイレや携帯トイレなど物資分野での対策が重要と考えております。 建築物の分野では、例えば独立した水槽を設けて災害時でもトイレが使用できるなどの対策が考えられてきています。今後の建築行政の参考として、ご意見賜ります。</p> <p>・宅地の耐震や盛土規制に関係する法律や国の基準などは、大規模な自然災害等による崖崩れや土砂の流出が起こり人命や住宅等の財産に多大な被害を受けたことにより順次改正が行われてきました。 今後についても、最新の法律や基準に適合した宅地等の整備・指導を行ってまいります。</p> <p>・建築基準法や建築物の杭に関する基準などは、大規模な自然災害や火災等より建築物が大きな被害を受けたことや社会的ニーズにより順次改正が行われてきました。 今後についても、最新の法律や基準に適合した建築物の整備・指導を行ってまいります。</p>	D
2			
3			
4			
5			